

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第 3 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 7 年 6 月 9 日(金) 15 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第23期大分海区漁業調整委員会第3回委員会議事録

1. 開催日時 令和7年6月9日(月) 15時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員

須	川	直	樹
高	瀬	亮	子
渡	邊	英	敏
阿	部	義	広
渡	邊	満	晴
畠	中	順	子
小	野	裕	佳
濱	田	貴	史
岡	崎		都
桑	原	保	徳
本	庄		新
阿	部	貴	史(会長、議長)
近	乗	美	信

欠席委員

笛	吹	理	絵
鳴	海	美	代

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、野田主査、甲斐主任

農林水産部 大塚審議監

漁業管理課 利光主事

水産振興課 中島主任

4. 議事録署名委員 須川直樹、濱田貴史

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第2号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第3号議案 連合海区委員会に係る事前協議への委員派遣について

審議の結果 原案のとおり承認した

事務局長	ただいまより、第２３期第３回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願いします。 はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員１５名中１３名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第１４５条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、はじめに大塚農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。
大塚審議監	（ あいさつ ）
事務局長	ありがとうございました。大塚審議監につきましては、業務重複のためここで退席します。 議事に入ります前に、資料の確認をいたします。本日も資料をタブレットで用意しております。 タブレットの画面に議案書があります。ご確認ください。紙の資料が必要な方は、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第５条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。
議長	議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。須川委員と濱田委員をお願いします。 それでは議事に入ります。 第１号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間について」を審議します。 事務局から提案理由を説明してください。
事務局長	議案書の２ページをご覧ください。 第１号議案「知事許可漁業の制限措置及び許可の申請期間につ

いて」です。小型機船底びき網漁業 手繰第3種貝けた網漁業について、「制限措置」と「申請期間」を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

次のページが知事からの諮問文です。

次のページをご覧ください。1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

この公示制度は、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ「制限措置」及び「申請期間」を公示し、広く周知することで許可手続きの透明化を図ることを目的としています。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 海区委への諮問」です。知事が制限措置及び申請期間を公示する場合、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない旨が法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項で定められており、これにより諮問を受けています。

次に、「3 今回公示する予定の漁業の概要」です。今回公示する予定の漁業は「小型機船底びき網漁業 手繰第3種貝けた網漁業」です。これは、「けた」と呼ばれる鉄製の枠のついた網を海底に沈め、当該漁具を曳航し魚介類をとる漁業で、主な漁獲対象種は、「カレイ類やくるまえび等」です。この漁業は、山口県、福岡県と海域を共有する周防灘において行うものであるため、毎年周防灘3県連合海区漁業調整委員会において、操業の開始時期を決定しております。今年度の委員会の開催は現在調整中ですが、当漁業の操業始期が決定した場合に、公示を行うものです。公示の時期は、周防灘3県連合海区漁業調整委員会の決定後となります。

次のページをご覧ください。「4 本件公示の制限措置の内容」ですが、実際の公示案により説明します。

表右から3番目の「漁業時期」及び右端の「申請期間」を今年度の内容に書き換えている他は、昨年度の内容から変更ありません。

表の説明ですが、漁業種類は「小型機船底びき網漁業 手繰第

3種貝けた網漁業」です。この漁業は、大分県海域のみで行うものと、大分県海域に加え周防灘3県の共通海域で行うものとで許可が異なります。上段の大分県海域のみで行うものを例に説明します。

表のいちばん左の欄の「番号」は、「2-2-2」です。その右の欄の「漁業種類」は、「手繰第3種貝けた網漁業（大分県専管海域）」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、「77隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記するところとおりでありますが、7ページに図面を掲載していますのでご覧ください。豊前海の図ですが、斜線部が専管海域の操業区域です。

表の説明を続けますので、5ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「令和7年10月8日から令和7年11月9日まで」の1ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者であって、手繰第2種こぎ網漁業の許可を有する者」です。

以上が、公示を予定している許可の制限措置の内容となります。

9ページをお開きください。「5公示の申請期間（予定）」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。1ヶ月の申請期間をとった場合に操業機会の喪失につながるなど特別の理由がある場合は申請期間を短縮することも可能ですが、今回は該当しません。

そのため、小型機船底びき網漁業 手繰第3種貝けた網漁業の申請期間は「令和7年8月25日から同年9月25日まで」としています。

最後に、「6許可の有効期間について」をご説明します。前回の委員会で諮問しました、いか棒受け網漁業のように、通常、知

事許可漁業の制限措置及び申請期間を公示する場合、許可の有効期間も定めて公示します。一方で、今回の小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業の許可は、単独で許可するものではなく、既に豊前海を操業区域とする小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業の許可を有している漁業者に対し、当該許可に操業できる内容を追加する形で許可します。この許可を、変更の許可といいます。そのため、今回の小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業については許可の有効期間の設定は行わず、元となる小型機船底びき網手繰第2種こぎ網漁業の許可の有効期間に準じます。ただし、すでにご説明しましたとおり、この漁業の操業できる期間は毎年周防灘三県で調整を要することから、制限措置中の漁業時期において令和7年度漁期のみに限定しているところです。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

他にご意見もないようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

議長 次に、第2号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。その他の「知事管理漁獲可能量の追加配分について」と内容が関連しておりますので、一括して事務局から説明してください。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の10ページをご覧ください。

知事管理漁獲可能量の設定については、漁業法第16条第1項の規定に基づき、国から大分県に配分された都道府県別漁獲可能

量を、大分県資源管理方針の知事管理区分ごとに知事管理漁獲可能量として設定する必要があります。

今回国から通知のあった都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量として設定することについて、県知事から本委員会に意見を求められているものです。

11ページと12ページに、県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

次に、議案書の20ページをご覧ください。

その他「知事管理漁獲可能量の追加配分について」です。大分県資源管理方針では、クロマグロについて管理年度途中で国等から漁獲可能量の追加配分があった場合、その都度諮問を行うのではなく、あらかじめ本委員会の意見を聴いて定めた方法により知事管理区分へ配分することができると定められています。今回、国からクロマグロの追加配分があり、本委員会に諮問のうえ策定された「大分県水産資源管理方針における漁獲可能量の追加配分があった場合の追加ルールに関する運用指針」に基づき、県はその全量を知事管理区分へ配分したので報告を受けるものです。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島主任

水産振興課の中島です。議案書の13ページの通知文をご覧ください。国から「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量の当初配分について通知があり、大分県へは「現行水準」と配分されました。

15ページをご覧ください。知事管理漁獲可能量について説明いたします。大分県が該当する特定水産資源のうち、令和7年7月から管理期間が開始する「まさば及びごまさば太平洋系群」について漁業法第16条第1項に基づき、知事管理漁獲可能量を設定するものです。

下部の点線枠内をご覧ください。漁獲可能量の設定の考え方についてご説明します。国は、系群全体の漁獲量のうち上位8割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準とあって、漁獲努力量を通じた管理を行

うことを定めています。漁獲努力量とは、漁獲のために投入された努力量のことで、努力量の指標として漁船の隻数、操業日数、曳網時間などがあげられます。

中央の表の大分県の漁獲可能量をご覧ください。大分県の漁獲可能量は「現行水準」となり、目安となる数量として641トンが示されました。続いて右隣の「知事管理区分」をご覧ください。本県で漁獲されるまさば及びごまさばは系群全体と比較して僅かであることから、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つの管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分することとしています。また、漁獲努力量の指標はこれまでどおり漁船の隻数とします。これは、大分県資源管理方針別紙1-6第4に規定された、漁船登録がなされている全ての漁船漁業を行う船のうち、平成29年から令和元年までの3ヶ年の隻数の平均値である5,475隻を超えないよう管理するものです。

その他、16ページにはまさば及びごまさばの過去の漁獲実績を、17ページには大分県資源管理方針の関連部分の抜粋を、18ページには法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にされてください。

続いて、報告事項の「知事管理漁獲可能量の追加配分について」の説明です。21ページの表をご覧ください。

今回、令和7管理年度におけるくろまぐろについて、不等量交換と国から漁獲可能量の追加配分がありましたので報告いたします。

まず、不等量交換についてです。くろまぐろは小型魚の漁獲を控えることは資源の回復に効果があるため、小型魚の配分の一部を1.47倍して大型魚の配分として振り替える制度です。振り替える配分について県漁協と協議した結果、小型魚9.2トン分を大型魚13.5トン分として振り替えました。

次に、追加配分についてです。これは、前年の国全体の未利用分を翌年に繰り越し、漁獲実績等を基に追加配分する制度で、今回、令和6管理年度の未利用分を追加配分として、小型魚10トンが当県に配分されました。大型魚については、前年度に漁獲可能量を超過したため追加配分はありませんでした。不等量交換と追加配分による変更量は、小型魚については当初配分14.1トンに対して0.8トンの追加、大型魚については当初配分18.6トンに対して13.5トンの追加となっております。

本県において漁獲されるくろまぐろは、漁業種類別、海域別で数量を定めていないため、そのまま追加して漁獲可能量は小型魚では14.9トン、大型魚では32.1トンとなりました。

22ページの上部をご覧ください。この指針は、今回のような追加配分があった場合のルールについて示したものです。下側の1にあるとおり、漁獲可能量の追加配分が得られた場合は、その全量を知事管理区分へ配分し、大分海区漁業調整委員会へは諮問せずに事後報告するとされております。

24ページには直近のくろまぐろの漁獲実績を、25ページおよび26ページには、大分県資源管理方針の該当部分を参考に載せておりますのでご確認ください。以上で報告を終わります。

議長

事務局から説明がありました。第2号議案と報告事項につきましてご意見、ご質問はありませんか。

本庄副会長

2点教えてほしい。

まず1点目は、黒潮の大蛇行が終わるということで、これから先、漁獲量が大きく変化するのではと言われています。今回のサバについては、これまで通りという表現でしたが、今後サバについて、また追加配分があったクロマグロについて、黒潮大蛇行がなくなった場合、どのような資源の動きになるのか、その辺がある程度想定されているのでしょうか。

2点目については、追加配分があったクロマグロについて、これまでの漁獲実績を見てみると、特に大分の場合は養殖のマグロが多い関係で、養殖の生簀から逃げたものがかかって、大型のものがつつい超過してしまうという傾向があったと思いますが、今回の小型魚との入れ替えによる追加で、ある程度そのようなことがあっても超えないという見通しが立つのでしょうか。

この2点について教えてください。

中島主任

1点目の黒潮大蛇行については、国の研究機関や県の水産研究部で、黒潮大蛇行については引き続き調査がされると思います。大蛇行による直近の影響は、今の資源の動向にはまだ反映されていないとのことで、これからの調査結果に反映されていくのではないかなと思います。

2点目について、国の見解として、天然魚の漁獲と養殖場から

の逃亡については、明確な判別根拠がなく、区別せずに漁獲量として取り扱うことになっています。昨年度の大型の漁獲可能量が7.4トンであったのに対して、令和7管理年度の変更後では32.1トンまで増加したので、今のところ枠を超えないのではないかと考えています。

ちなみに、5月末時点で、だいたい1.1トンほど漁獲報告があがっていて、消化率としては3.6%にあたるので、今のところ枠を超えることはないと思いますが、引き続き漁獲状況については注視していきたいと思っています。

本庄副会長 最近の国の研究機関の黒潮の影響については、業界紙ではかなり出てきていて、高知では、まぐろ、かつおがかなり減るのではないかとの見通しが出ているようです。

もちろん、最近言われ始めたことなので、県の水産研究部が見解をだしていないのは自然なんですけど、特に大分の場合は、現行水準という管理が多いので、この現行水準に対して、どう大きく動いてくるのか関心があります。もし今後、研究が進むようなことがあれば、ぜひこの場でもご紹介いただければと思っています。

議 長 他にご意見もないようですので、第2号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとし、その他の「知事管理漁獲可能量の追加配分について」の報告を確認したことといたします。

議 長 次に、第3号議案の「連合海区委員会に係る事前協議への委員派遣」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の19ページにお戻りください。本年度も8月以降に周

防灘、伊予灘、豊予、大分・宮崎連合海区漁業調整委員会が予定されています。

各連合海区漁業調整委員会をスムーズに運営するため、これに関連する「事前協議」等に委員を派遣する予定です。

具体的には、周防灘関係で、小型底びき網の操業状況等に関する県内漁業者からの聞き取りに渡邊英敏委員を、豊予の関係でまき網、はえなわ及び一本釣り漁業の入漁に関する愛媛との事前協議には本庄副会長と須川委員、そして桑原委員を派遣したいと考えています。

また、「事前協議」に出席される委員の方の報酬及び費用弁償については委員会規程には記述がありません。

このため、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り会長が定めるという委員会規程第15条に基づき、お諮りするものです。

なお、記述された方以外に委員派遣が必要になった場合や変更があった場合は、事務局が会長と協議のうえ決定することも合わせてご承認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第3号議案については原案のとおり申請を承認することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認することといたします。

議 長

これで本日予定していた議案の審議及び報告はすべて終わりました。

他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長

皆様本日は誠にお疲れさまでした。これをもちまして委員会を閉会いたします。次の委員会は8月を予定しています。日程については後日ご連絡させていただきます。

以上、第２３期大分海区漁業調整委員会第３回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和７年６月９日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員